

印西市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等（製造の請負、工事用材料の購入、調査・設計・測量等の委託）の入札参加業者の資格に関する審査の方法について合理的な基準を設けることを目的とする。

(適格審査)

第2条 適格審査は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者について、当該申請書（その添付書類を含む。）その他の資料を基礎として行うものとする。

2 申請書を提出したものが、次の各号の一に該当すると認められるときは、不適格とすることができる。

(1) 法令等に基づく資格を有しないとき。

(2) 申請書の基本的事項に関し、故意に虚偽の記載をしたとき。

3 申請書を提出したものが、申請書を提出する前1年以内に次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、不適格とするものとする。

(1) 契約の履行に当たり、工事等を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは、数量に関し、不正な行為をなしたとき。

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 競争入札への参加を妨害し、又は落札者が契約を締結すること若しくは契約者が契約を履行することを妨害したと認められるとき。

(4) 工事等の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。

(6) 契約の履行に関し、不誠実な行為をなしたと認められるとき。

(7) 前各号の一に該当する事実があった後、1年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 経営状況が著しく不健全であると認められるものは、不適格とすることができる。

(施工能力審査)

第3条 施工能力審査は、前条の規定により適格性を有すると認められた工事又は製造の請負業者について、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項に対する付与点数)

第4条 客観的事項に対する付与点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づき算出するものとする。

(主観的事項に対する付与点数)

第5条 主観的事項に対する付与点数の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 労働福祉の状況

(2) その他、市長が特に必要と定める審査の項目
(等級の格付け)

第6条 前第2条及び第3条の審査結果に基づき、次のとおり等級の格付けを行うものとする。ただし、提出された資料等により、格付けに必要な項目が確認できない者については、最下級の等級に格付けするものとする。

建設工事

A	800点以上
B	700点以上800点未満
C	700点未満

(格付けの有効期間)

第7条 格付けの有効期間は、有資格者名簿に登載している期間とする。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。